

特定非営利活動法人鹿角親交会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 鹿角親交会 という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を秋田県鹿角市花輪に置く。

(目的)

第3条 本会は精神障害を持つ人々が地域で自立して生活していける社会の実現を図るため、精神障害を持つ人々の自立支援や、障害を持つ人々とその家族の暮らしやすい町づくりを実現するために保健、医療または福祉の増進を図る活動、および精神障害への理解の啓発などに関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類およびその事業の種類)

第4条 本会は、本会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表の「保健、医療または福祉の増進を図る活動」および「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」を行い、次に掲げる事業を行う。

- 【1】 障害福祉サービス事業
- 【2】 精神保健に関する情報の提供事業
- 【3】 精神保健政策に対する提言活動
- 【4】 精神障害に係わるサービス提供事業
- 【5】 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) その他の会員 別に規則において定めた会員。

(入会および会費)

第6条 本会の会員になろうとするものは、会費を払い込むことによって会員となることができる。

2 会費の額は、別に規則において定める。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は正会員である団体が解散したとき
- (2) 会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第9条 本会は、すでに納入された会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上
 - (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第11条 理事と監事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、本会を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第10条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第4章 会議

(会議の種別)

第15条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第17条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更

(2) 会費の額

(3) 理事の選任、解任、報酬、職務

(4) 総会に付すべき事項

(5) その他本会の運営に関する必要な事項

2 総会は、法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(会議の開催)

第18条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があった場合
- (3) 第12条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

3 理事会は、次にいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第19条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開催日の2週間前までに発して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、E-mailをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発行して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて召集するときは、この限りではない

4 前条第2項第1号もしくは第2号または第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第20条 総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第21条 総会は、正会員が10名以上出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事3名以上が出席した場合に開会することとする。

(議決)

第22条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会および理事会において、第18条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第23条 総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第21条および前条第1項の規定への適用については出席したものと見なす。

(書面等による議決)

第24条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 本会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および決算)

第28条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了

後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第29条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項をのぞいて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第30条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 法第43条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散をするときは、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第31条 本会は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属)

第32条 本会が、解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑則

(事務局)

第33条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第33条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(実施細則)

第35条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の正会員の年会費は、第6条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

年会費 二千円

3 この法人の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長 阿仁屋専之助

副理事長 阿部信夫

副理事長 稲垣幹穂

理事 浅石イネ子

同 西 文雄

同 佐藤昌志

同 作山幸夫

同 倍賞ヒサエ

監事 宮川富弥

同 関 幸一

4 本会の設立当初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成13年3月31日までとする。

5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第27条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この定款は平成16年9月29日より改定する。

この定款は平成18年11月29日より改定する。